

足寄町農業委員会
第14回総会会議録

自 令和 8 年 4 月 1 7 日

至 令和8年4月17日

足 寄 町 農 業 委 員 会

令和8年4月17日 第14回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後 1時30分

閉会 午後 1時42分

1 出席委員

1 番 伊 藤 力	2 番 兼 古 照 夫	3 番 上 妻 良 一
4 番 佐 藤 伸 哉	5 番 餌 取 靖 徳	6 番 人 見 華 代
7 番 遠 國 和 宏	8 番 大 平 哲 信	9 番 葛 西 香 織
10 番 (欠 番)	11 番 宮 口 孝 治	12 番 松 田 博 幸

2 欠席委員

3 議事に参与するもの

事務局 長 野 田 誠
事務局 次 長 留 田 篤 史
総 務 主 任 小 尾 直 一

○議事日程

日程第 1 会期の決定について
日程第 2 会議録署名委員の指名について
日程第 3 報告第1号 農地法施行規則第29条第4号及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第2号の規定に該当するか否かの検討について
日程第 4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
日程第 5 議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
日程第 6 議案第3号 農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について
日程第 7 議案第4号 土地の現況証明書下付について

第14回農業委員会総会

令和8年4月17日

開会 午後 1時30分

松田会長退室
午後1時31分 再開

(開 会)

○議長 ただいまから、令和8年度第14回足寄町農業委員会総会を開催します。

(会期の決定)

○議長 「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 「会議録署名委員の指名について」を議題とします。足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、4番佐藤伸哉委員、5番 餌取靖徳委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第1号)

○議長 報告第1号につきましては、私、松田博幸が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、本件議案の審議開始から終了まで退席をいたします。審議終了後、入室、着席いたします。

暫時、休憩します。

午後1時31分 休憩

○議長 休憩をとじ、会議を再開します。

足寄町農業委員会会議規則第16条の規定により代理が議長となります。

「報告第1号 農地法施行規則第29条第4号及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第2号の規定に該当するか否かの検討について」の件を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第1号、農地法施行規則第29条第4号及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第2号の規定に該当するか否かの検討について、ご説明申し上げます。

本件は、地域計画の区域内において、農業用施設の設置について、農地法施行規則第29条第4号及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第2号の規定に該当し、農地転用許可及び農用地区域内における開発許可を要しないこととしてよいかについて検討を求める申出書の提出があり、現地を確認し、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないか検討した結果、当該規定に該当していることを認め、農地法第4条第1項及び農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項の規定による許可を要しないこととしたので報告します。

以上で、報告を終ります。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。6番、人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、4月9日、私と餌取委員、大平委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、土砂の流出・崩壊など、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと確認しました。

詳細につきましては、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件について、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで報告済みとします。

暫時、休憩します。

午後1時35分 休憩

松田会長入室

午後1時36分 再開

○議長 休憩をとじ、会議を再開します。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃

貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。本件は、普通畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和8年3月23日で、土地の引渡期日も令和8年3月23日です。

本件について、合意による解約日が引き渡すことになる日の6箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

2番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和8年3月23日で、土地の引渡期日も令和8年3月23日です。

本件について、合意による解約日が引き渡すことになる日の6箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま事務局長説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

本件は、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町中足寄30番9の1筆です。

地目につきましては、公簿及び現況は共に畑です。

面積につきましては、947㎡です。

次に、この移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては賃借している農地を取得するものです。

申請によりますと、贈与となっています。

譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地等の賃貸借設定許可申請のあった、賃貸人、賃借人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。本件の土地の表示につきましては、足寄町鷺府253番1ほか1筆の計2筆です。

地目につきましては、公簿及び現況は共に畑です。

面積につきましては、50,050㎡の内48,972㎡です。

次に、賃貸借の理由ですが、賃貸人が保有する農地を、賃借人が畑として賃借するものです。

申請書によりますと、本件の借賃は1年間、
円、10アール当たり
円となっています。

賃借人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

2番を説明します。本件の土地の表示につきましては、足寄町郊南1丁目7番2ほか2筆の計3筆です。

地目につきましては、公簿は山林、畑で現況は畑です。

面積につきましては、20,888㎡の内16,124㎡です。

次に、賃貸借の理由ですが、賃貸人が保有する農地を、賃借人が畑として賃借するものです。

申請書によりますと、本件の借賃は1年間、
円、10アール当たり
円となっています。

賃借人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま事務局長説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第4号)

○議長 「議案第4号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長

○事務局長 ただいま議題となりました議案第4号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別

43番21の1筆です。

本件の公簿地目は牧場で、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

2番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地47番1ほか2筆の計3筆です。

本件の公簿地目は牧場及び畑で、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

3番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛1238番の内ほか1筆の計2筆です。

本件の公簿地目は牧場で、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。6番、人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、4月9日、私と餌取委員、大平委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、山林原野等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細につきましては、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和8年度第14回足寄町農業委員会総会
を閉会します。

午後 1時42分 閉会

議 長 松田博幸

農業委員 佐藤伸哉

農業委員 額取靖徳
